



毎月第1・第3日曜日発行  
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市/編集:秘書広報課  
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1  
法人番号:8000020132047

市役所代表電話  
☎0422-45-1151(代)

ホームページ  
(パソコン・スマートフォン用)  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/



## 今号の紙面から

- 高額医療・高額介護合算療養費を支給します ..... 2面
- マイナンバーの利用が始まりました... 4面
- 「地域ケアネットワーク活動紹介パネル展」を開催 ..... 5面
- 保育園などの1次選考内定者の公表と2次募集 ..... 5面
- 第4次三鷹市基本計画第1次改定の「素案」がまとまりました ..... 6・7面
- 市からのお知らせ ..... 15面から

# 市民税・都民税と所得税の申告が始まります



出産して医療費が掛かったけど申告は必要?

## 受付期間: 2月16日(火)~3月15日(火)

3月は受付窓口が大変混雑するため、申告が必要な方は早めの提出をお願いします。平成27年分の収入と所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税・介護保険料などの算定や福祉関連手当などの判定、課税(非課税)証明書の交付にも必要です。

☎市民税課☎内線2342、武蔵野税務署☎53-1311

給与以外の所得があったけど申告は必要?



## スタート 市民税・都民税&所得税 早分かりチャート

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など)。
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 給与所得の年末調整は受けたが、控除を受けていない控除(医療費控除など)があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 公的年金等の収入が400万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 土地・建物などの譲渡所得、生命保険料の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。(※)
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。

※所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つでもチェック☑が入った方は

## 税務署で所得税の確定申告をしましょう

☎武蔵野税務署☎53-1311へ

### ◆所得税等申告受付

☎2月16日(火)~3月15日(火)①受付=午前8時30分から、②相談=午前9時~午後5時(土・日曜日を除く。ただし、2月21・28日の日曜日は受付)、③e-Tax(電子申告)=24時間(くわしくは2面参照)  
※所得税の還付申告書はすでに受け付けています。  
※2月10日(水)から申告書作成会場を開設します。  
☎武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)  
※申告書は同税務署または国税庁ホームページHP http://www.nta.go.jp/で入手できます。  
※駐車場は使用できないため、自家用車での来署はご遠慮ください。  
※復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

### ◆小規模納税者などのための税理士による無料申告相談

☎2月2日(火)・3日(水)午前9時30分~正午、午後1時~4時(終了1時間前まで受付)  
☎三鷹市公会堂さんさん館  
※申告のみの受付は行いません。

## 一つも当てはまらない人は

- 給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が市に提出されている。
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年中の合計所得が35万円以下である。

## 一つも当てはまらない人は

28年1月1日現在にお住まいの市区町村に申告してください。なお、所得がなく、①市外居住者の税法上の扶養親族の方、②誰の扶養親族にもなっていない方(仕送り、遺族年金などの非課税所得で暮らしていた方など)も申告が必要です。

## 三鷹市に市民税・都民税の申告をしましょう

☎市民税課☎内線2342へ

### ◆市民税・都民税申告受付専用会場

☎2月16日(火)~3月15日(火)午前9時~午後4時30分(土・日曜日を除く)  
☎市役所第二庁舎  
※上記会場に来られない方は、市政窓口で同期間中の平日午前8時30分~午後5時に申告を受け付けます。  
☎①28年度市民税・都民税申告書、②27年中の収入を確認できる書類(源泉徴収票・支払調書など)、③27年中に支払った金額を確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄付金の領収書など  
※申告書は2月5日(金)から同課、市政窓口で配布します。前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、市から2月5日に郵送します。

## 申告が必要な方は2面も併せてご覧ください

## ◆27年分の収入などに関する市民税・都民税と所得税の申告には、マイナンバーは不要です



地域ケアネットワーク・大沢設立記念講演会の様子

## 市長のひとことコーナー

ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は16面参照)。

平成27年12月の市議会でも可決された市政の目標を定める「三鷹市基本構想」では、市政は「世界平和への寄与」「基本的人権の尊重」「協働とコミュニティに根ざした自治の推進」を基調として「人間のあすへのまち」の実現を目指すものとしています。  
三鷹市の最重要プロジェクトの一つである「コミュニティ創生」の中核的事業である「地域ケアネットワーク(以下、地域ケア)」は、この理念に沿って、市民の皆様が共に支え合う共助の絆づくりによって健康長寿のまちづくりを進めるものです。  
三鷹市には7つのコミュニティ住区があり、地域ケアが初めて設立されたのは井の頭で平成16年10月のことでした。その後、新川中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺で順次設立され、27年2月に大沢で市内7つ目の地域ケアの活動が開始されています。  
地域ケアは、町会・自治会や住民協議会をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生・児童委員、社会福祉協議会のほのぼのネット等の福祉ボランティアを含めて、多くの市民の皆様がゆるやかなネットワークの中で支え合いを進めるもので、各コミュニティ住区では地域の実情を活かして個性豊かな活動が展開されています。  
たとえば、事業の一つのふれあいサロンなどでは、高齢者や子育て世代などの幅広い市民の皆様が出会い、名前と顔が一致する関係が築かれているとともに、三鷹市の職員が出向いて支援のご相談にのらせていただくこともあります。さらに、「傾聴ボランティア」や「地域福祉ファシリテーター」の資格を持つ市民の皆様が、地域ケアの活動でも活躍いただいております。  
1月25日(金)から29日(火)には、三鷹市役所1階市民ホールでそれぞれの地域ケアの活動を紹介します。パネル展を開催します(5面参照)。特に、まだ地域ケアの事業内容をご存じない皆様には、ぜひ、ご注目いただきたいと思っております。  
三鷹市の各地域で、家族だけでなく、市民同士が支え合い、健康長寿に暮らせることを目指して、地域ケアの取り組みが今後さらに広がり深まっていくことを願っています。

## 市長コラム

### 地域ケアネットワークで 広がる共助の絆

三鷹市長 清原慶子